

架空請求はがきに ご注意ください!!

「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」と題した架空請求はがきが届いたというご相談が平成29年4月半ばから急増しています。その書面の内容は次のとおりです。

- ・「総合消費料金」が未納の為、運営会社から民事訴訟を起こされた。
- ・期日までに連絡がない場合には、給与・動産・不動産を差し押さえる。
- ・訴訟を取り下げるには、書面の電話番号に連絡してほしい。

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

訴訟番号 そ 355

この度通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされましたことをご通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このままご連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承ください。民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので職員までお問い合わせください。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ずしもご本人様へお届けできませんようお願い申し上げます。以上を持ち帰ります。

民事訴訟管理セ

〒

東京都

消費者相談窓口

受付時間 9:00~20:00

ひとこと助言

この電話番号に電話をかけると、弁護士と名乗るものを紹介され、訴訟取り下げ費用として多額の金銭を要求されてしまいます。

この種の「はがき」を受け取られたら、絶対に書面の電話番号には連絡せず無視しましょう。

何かあれば、消費生活センター（相談専用電話 631-5455）までご相談ください。



毎年5月は「消費者月間」です。平成29年度消費者月間のテーマは

安全・安心で豊かに暮らすことができる社会が実現される未来に向けて

「行動しよう 消費者の未来へ」

高度情報通信の進展した現在、情報の入手方法やコミュニケーションのとり方は大きく変貌しました。目まぐるしく変化する情報化社会において、価値観も複雑化・多様化する一方です。そのような状況で、新しい技術や情報を使いこなし、未来を担う若者への期待がますます高まっています。

消費生活においても、消費者被害の防止、消費者の自立支援に加え、公正で持続可能な社会の形成など、将来のより良い社会に向けた消費者の行動が重要となっています。

(消費者庁ホームページより引用)

「2017 八王子環境フェスティバル」に出展します！

「消費生活と密接につながる環境問題について皆さんに関心を持っていただきたい！」と楽しいゲームを用意して西放射線ユーロードの35番ブースで八王子市消費生活啓発推進委員会委員がお待ちしています。ぜひお立ち寄りください。当日はアンケートにもご協力をお願いします。

2017 八王子環境フェスティバル

日時：6月3日(土) 10:00～17:00

会場：八王子駅北口 西放射線ユーロード
南口 とちの木デッキ



八王子市消費生活センター

相談受付日時：月～土曜日(祝日・年末年始を除く)
クリエイトホール休館日は電話相談のみ。
午前9時～午後4時30分

(相談専用電話) 042 631 5455

*相談は無料、秘密は厳守します。

*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

八王子市消費生活センター (開館：午前8時30分～午後5時)
〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階
☎631-5456 FAX643-0025

